

国及び東京都の 自転車活用推進計画について



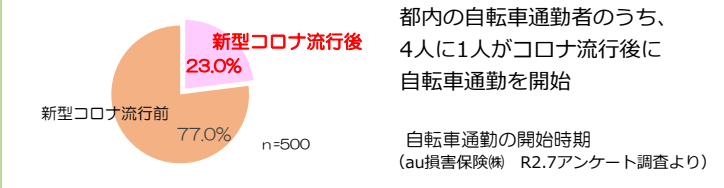
令和3年3月24日



(1) 国の自転車活用推進計画改定の骨子

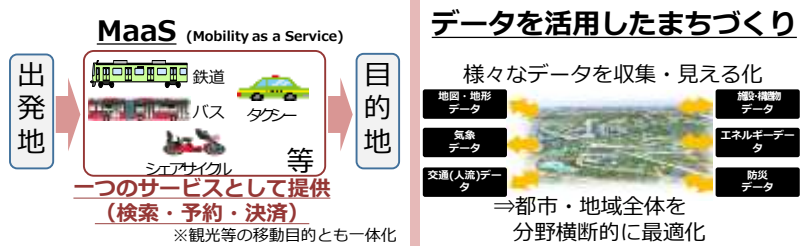
コロナ禍における生活様式・交通行動の変容

○ **通勤・配達目的**での自転車利用者も増加。安全意識の醸成も課題。



情報通信技術の発展

○ 交通分野でも**デジタル化**が更に進展する可能性。(複数の交通モードやまちづくりとの連携等)



高齢化等も踏まえた「安全・安心」

○ 交通事故死者数全体のうち、自転車乗用中死者数が占める割合は増加傾向。(10.3% (H4) →13.5% (R1))

○ 高齢者の免許返納が増加。**高齢者、障害者等にも対応**した様々な自転車の普及を更に進める必要。



○ 自転車対歩行者の**高額賠償事故**が発生。一方、保険加入促進について、都道府県等の取組も進展。(27都道府県で義務化・努力義務化 (R2.9時点))

目標・施策 (案)

※【新規】：新しく追加予定の施策

目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

1. **自転車通行空間**の計画的な整備の促進
2. 路外駐車場の整備や違法駐車取締りの推進等による自転車通行空間の確保
3. **シェアサイクル**の普及促進
4. 地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備推進
5. 自転車の**情報通信技術**の活用促進
6. 生活道路での通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備

目標2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

7. 国際規格に合致した自転車競技施設の整備促進
8. 公道や公園等の活用による安全に自転車に乗れる環境の創出
9. 自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発の推進
10. **自転車通勤**の促進

目標3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現

11. 国際会議や国際的なサイクリング大会の誘致
12. 走行環境整備や受入環境整備等による世界に誇る**サイクリング環境の創出**

目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

13. 高い安全性を備えた自転車の普及促進
14. 自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の促進
15. **多様な自転車の開発・普及** 【新規】
16. **交通安全意識の向上**に資する広報啓発活動や指導・取締りの重点的な実施
17. 学校における交通安全教室の開催等を推進
18. 自転車通行空間の計画的な整備の促進
19. 災害時における自転車の活用促進
20. **損害賠償責任保険等への加入促進** 【新規】



(2) 都の自転車活用推進計画改定の骨子

構成

東京都 自転車活用推進計画 (2019年3月)

- 第1章 総論
- 第2章 目指すべき将来像
- 第3章 現状と課題
- 第4章 実施すべき施策
- 第5章 計画のフォローアップ

東京都 自転車活用推進計画 (案) (2021年2月)

- 第1章 概要
- 第2章 現状と課題
- 第3章 自転車活用推進に向けた積極的な取組
- 第4章 実施すべき施策
- 第5章 自転車活用推進重点地区の設定【新規】**
- 第6章 計画のフォローアップ

施策

- 環境形成
 - 自転車通行空間等の計画的な整備推進
 - 路外駐車場等の整備及び違法駐車取締りの推進
 - 自転車シェアリングの普及促進
 - 地域のニーズに応じた自転車駐車場の整備促進
 - 放置自転車対策の推進
 - まちづくりと連携した総合的な取組の実施
- 健康増進
 - サイクルスポーツ振興の推進
 - 健康づくりの推進
 - 自転車通勤等の促進
- 観光振興
 - 国際的なサイクリング大会等の開催
 - サイクリング環境の創出
 - 観光に向けた自転車の活用
- 安全・安心
 - 安全性の高い自転車普及の促進
 - 自転車の点検整備の促進
 - 自転車の安全利用の促進
 - 学校における交通安全教育の推進
 - 災害時における自転車の活用
 - その他

- 環境形成 ~様々な場面で自転車が利用される将来
 - 自転車通行空間等の計画的な整備推進
 - 総合的な駐車施策の推進
 - 自転車シェアリングの普及促進
 - 地域のニーズに応じた自転車駐車場の整備促進
 - 放置自転車対策の推進
 - まちづくりと連携した総合的な取組の実施
 - (7) 多様なニーズに対応した自転車等利用環境の整備促進【新規】**
- 健康増進 ~自転車で心身共に充実した日常生活が送れる将来~
 - サイクルスポーツ振興の推進
 - 健康づくりの推進
 - 自転車通勤等の促進
- 観光振興 ~国内外の旅行者が自転車で観光を楽しめる将来~
 - 国際的なサイクリング大会等の開催
 - サイクリング環境の創出
 - 観光への自転車の活用
- 安全・安心 ~安全・安心に自転車が通行できる将来~
 - 安全性の高い自転車普及の促進
 - 自転車の点検整備の促進
 - 自転車の安全利用の促進
 - 学校における交通安全教育の推進
 - 災害時における自転車の活用

新たなモビリティへの
対応検討

第5章 自転車活用推進重点地区の設定

【目的】

- 地区別の課題に対応したさまざまな施策をパッケージ化し、都や区市等の関係主体が連携して、より良い自転車利用環境の早期実現を図る

【取組方針】

- 通行空間等の整備や、交通事故・放置自転車等の課題解決を図るべく一定の範囲を重点地区として設定
- 地区別に関係主体（国、都、区市等）が協働して集中的に取組実施
- 期間は取組開始から概ね10年間（開始後5年程度で中間評価）

